

第86回定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

第86期

[2020年4月1日から2021年3月31日まで]

- ・ 会社の体制及び方針
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 計算書類の個別注記表

株式会社セコニック

会計監査人及び監査等委員会の監査を受けた本開示書類は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sekonic.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供するものであります。

会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び従業員は、当社が定める行動基準に基づいて、業務及び職務の執行にあたるものとする。
 - ・当社は、取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る統括機能を管理部門及び会議体を持たせ、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査、検討することにより取締役及び従業員の職務の適合性を確保する体制を構築する。
 - ・当社は、法令違反等不正行為の早期発見・是正に努めるため、公益通報・相談窓口を設置する。また、公益通報者等が通報又は相談したことを理由とした、いかなる不利な取扱いも行わない。
 - ・当社は、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然として対応し一切の関係を遮断する。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。
 - ・責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保管及び管理するとともに取締役及び監査等委員からの閲覧要請に速やかに対応する。
 - ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理委員会規程を定め、当社グループに危機管理の必要性が発生又は危機管理の可能性のある情報を入手した場合は、迅速に詳細情報収集及び情報提供並びに対策を講じ、危機（リスク）を最小限にとどめ、又は危機回避に努める。
 - ・当社は、不測の事態が発生した場合には、リスク管理委員会規程の定めに基づき、当該担当役員を本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速な対応を行う。
 - ・当社は、当社グループ全体の業績等に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、取締役及び担当部門長から構成される会議体等において慎重に検討・審議の上、円滑な諸施策の遂行に努める。
 - ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、執行役員制度の採用により、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、取締役の職務執行の効率化を図るとともに、機動的で質の高い業務執行体制を構築する。
 - ・取締役は、定期的開催される取締役会及びグループ全体会議を通じて、経営目標や事業計画の達成に向けた業務執行の状況を管理するとともに、それぞれの役割、権限に基づき、各部門が遂行すべき具体的な施策を立案し実行する。
 - ・通常の職務遂行については、権限規程に基づき各役職員の権限と責任を明確にし、効率的な職務の執行を図るものとする。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、当社子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、当社子会社の取締役の職務執行の監視、監督又は監査を行う。
 - ・ 当社は、子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項についての事前協議を当社グループの横断的会議体において行う。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項
- ・ 監査等委員会が求めた場合、監査等委員の職務を補助する専任スタッフを配置するとともに、関係各部門がサポートする。
- ⑦ 前号の従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 上記の従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会又は監査等委員に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会又は監査等委員への報告に関する体制
- ・ 監査等委員又は子会社の監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。
 - ・ 取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会又は監査等委員に報告する。また、監査等委員会又は監査等委員は、いつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び従業員が監査等委員会又は監査等委員に報告を行ったことを理由とした、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 取締役は監査等委員による監査に協力し、監査にかかる費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。
 - ・ 取締役は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑩ その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人並びに内部統制・監査室とそれぞれ定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行う。
 - ・ 当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保障する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会は、当事業年度に11回開催され、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役の職務執行は、権限規程等に基づき権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を行っております。
- ② 監査等委員会は、当事業年度に13回開催され、決定した監査方針及び監査計画等に基づき、当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、会計監査人、内部統制・監査室と適宜情報交換を行い、監査の進捗状況、実施上の問題点等について相互連携を図りました。また、監査等委員は、取締役会等重要な会議に出席することにより、取締役から適宜業務執行報告を受け、業務執行状況や法令等の遵守状況について監査・監督をいたしました。
- ③ 法令遵守を徹底する取り組みとして、適宜取締役の職務と権限、責任等についての研修を実施しました。また、コンプライアンス研修及び情報セキュリティ研修を臨時社員（期間を定めて雇用される社員）、派遣社員を含む当社グループの取締役及び従業員に対し実施いたしました。
- ④ リスク管理委員会規程に基づき、取締役、グループ会社の取締役が出席する会議体を定期的で開催し、リスクの把握、評価、対応等を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,609 | 1,850 | 1,821 | △276 | 5,004 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △33 | | △33 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 125 | | 125 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 91 | △0 | 91 |
| 当 期 末 残 高 | 1,609 | 1,850 | 1,913 | △277 | 5,096 |

(単位：百万円)

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|-------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 162 | 30 | △7 | 184 | 13 | 5,203 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △33 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | | 125 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) | 194 | 48 | 4 | 247 | 3 | 251 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 194 | 48 | 4 | 247 | 3 | 342 |
| 当 期 末 残 高 | 356 | 78 | △2 | 432 | 17 | 5,545 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社名

連結子会社は、下記の4社であります。

株式会社セコニック電子

賽科尼可有限公司

賽科尼可電子（常熟）有限公司

惠州賽科尼可科技有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

1) 持分法適用会社数及びその会社名

該当会社はありません。

2) 持分法を適用しない会社数及びその会社名

該当会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、賽科尼可電子（常熟）有限公司及び惠州賽科尼可科技有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③ 棚卸資産

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに海外連結子会社は、定額法によっております。

② 無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産…………… (所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

当社及び一部の国内連結子会社については、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。また、未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上しております。

5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

当社及び国内の一部連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

6) 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

7) 重要な会計上の見積

(連結納税グループに係る繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 8百万円

なお、繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は61百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額396百万円から評価性引当額△335百万円が控除されております。

このうち、連結納税グループに係る将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額は281百万円、評価性引当額は△227百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

連結納税グループに係る将来減算一時差異及び税務上の欠損金に対して、連結納税グループの将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは2022年3月期事業計画を基礎としており、当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響が、一部の事業において一定期間にかけて影響が続くことを考慮しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当該事業計画における主要な仮定は、売上高の成長率及び営業利益率であります。売上高の成長率は、セグメントごとの受注見込みや新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して算定しております。営業利益率は、売上高の予測及び現事業体制に基づいた売上原価や販売費及び一般管理費の発生実績を基礎に算出しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高の成長率は、見積りの不確実性が高く、売上高の変動に伴い、課税所得の見積りが変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。売上高の成長率の減少に応じて繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

1) 担保資産

| | |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 198百万円 |
| 土地 | 266百万円 |

2) 担保付債務

| | |
|---------------------|--------|
| 長期預り敷金 | 108百万円 |
| (うち1年以内に償還する長期預り敷金) | 一百万円 |

2. 短期借入金に係る当座貸越契約、並びに財務制限条項

当社は、運転資金の効率かつ安定的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末におけるそれぞれの借入実行残高等の内訳は以下のとおりです。

(当座貸越契約)

| | |
|-----------|--------|
| 当座貸越契約極度額 | 680百万円 |
| 借入実行残高 | 一百万円 |
| 差引額 | 680百万円 |

なお、上記借入実行残高には、財務制限条項が付されており、下記に該当した場合、本当座貸越契約を新たに利用することができなくなる可能性があります。

・各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2016年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の80%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末における純資産の部の合計金額の80%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 4,767百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当連結会計年度末 |
|-------|------------|---|----|---|----|------------|
| 普通株式 | 1,880,000株 | | 一株 | | 一株 | 1,880,000株 |

2. 剰余金の配当に関する事項

1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ①配当金の総額 | 33百万円 |
| ②配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③1株当たりの配当額 | 20円 |
| ④基準日 | 2020年3月31日 |
| ⑤効力発生日 | 2020年6月26日 |

2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|------------|------------|
| ①配当金の総額 | 33百万円 |
| ②配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③1株当たりの配当額 | 20円 |
| ④基準日 | 2021年3月31日 |
| ⑤効力発生日 | 2021年6月29日 |

金融商品の状況に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、外国為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、半年以内の支払期日です。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|------------|-------|----|
| (1) 現金及び預金 | 1,638 | 1,638 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 1,444 | 1,444 | — |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 834 | 834 | — |
| 資産計 | 3,917 | 3,917 | — |
| (4) 支払手形及び買掛金 | 661 | 661 | — |
| (5) 短期借入金 | 16 | 16 | — |
| 負債計 | 677 | 677 | — |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用の商業施設等（土地を含む）及び賃貸用の工場建屋を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は231百万円（賃貸収益は主として売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。なお、以下の明細には、練馬区等に有する遊休地等を含んでおります。

| 連結貸借対照表計上額 | | | 当期末の時価 |
|------------|--------|----------|----------|
| 当期首残高 | 当期増減額 | 当期末残高 | |
| 936百万円 | 236百万円 | 1,173百万円 | 2,520百万円 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期増減額の主な内容は、新倉庫新築による増加295百万円と、工場建屋の賃貸減床による減少38百万円、減価償却費による減少20百万円であります。
3. 当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,312円04銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 74円95銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社は2021年4月14日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社セコニック電子（福島事業所）の南会津地区にある田島工場（以下「当工場」という。）について、同じく南会津地区にある株式会社セコニック電子（福島事業所）の沢田工場に集約し、田島工場は閉鎖することを決議しております。

1. 工場閉鎖の理由

当社グループの生産体制の最適化と収益力の向上に向けた取り組みは、これまで当社子会社（2019年7月1日付で当社が吸収合併を行う前の株式会社セコニック）の安曇野事業所（2018年3月31日付で閉鎖）における受託製品及び自主開発製品の海外子会社（惠州賽科尼可科技有限公司）並びに当工場への移管など、グループ内生産拠点の見直しや、一部製品については国内外の外部協力会社へ生産を委託するなど、数次に渡って生産体制の見直しを実施してまいりました。

しかしながら、当社グループをとりまく経営環境は厳しさを増し、受注量の低下による売上高の減少傾向には歯止めがかからず、更なる経営改善施策の取り組みが求められております。

こうした経営環境のなか、国内グループ会社の生産拠点の一つである当工場の経営改善は、取り扱っている製品毎に市場動向を見極めつつ、生産方法の改善余地なども検討したうえで、より最適な生産方法を検討するに至り、沢田工場への集約を図ることにより生産効率の一層の改善を図るとともに、特定の製品については、それぞれ、カラーメーターについては、既に、同じく光学商材である露出計の生産を委託している外部協力会社への生産集約を行うことで更なるコスト改善と品質強化を図るとともに、粘度計については、国内協力会社への委託拡大により生産効率改善を図り、計測機器などの残る製品群については、当該製造事業との親和性を勘案したうえで、当工場が所在する県内に複数の生産拠点を持つ外部協力会社の地域的な拠点集約に参画することで、製造間接コストの削減メリットを享受することが望めることから、当該外部協力会社へその生産を委託し、当工場を閉鎖することといたしました。

2. 株式会社セコニック電子の概要

| | |
|----------------------|---|
| 商号 | 株式会社セコニック電子 |
| 所在地 | (福島事業所) 福島県南会津郡下郷町大字沢田字赤岩乙50-2 |
| 代表者 | 代表取締役社長 山田 一寛 |
| 資本の額 | 140百万円 |
| 事業内容 | 精密機器の製造および販売 |
| 会社の状況 (2021年3月現在) | 売上高 1,486百万円 経常損失 19 当期純損失 17 純資産額 631 総資産額 1,204 |
| 株主構成 | 株式会社セコニック (100%) |

3. 当工場の概要

| | |
|------|-------------------------|
| 所在地 | 福島県南会津郡南会津町糸沢馬場ヶ原454-10 |
| 従業員数 | 30名 (2021年3月末現在、パートを除く) |

4. 当工場閉鎖の日程

2021年4月14日 当社取締役会決議

セコニック電子取締役会決議

2021年9月30日 当工場の生産移管完了・閉鎖 (予定)

5. 業績に与える影響

当工場閉鎖に伴う2022年3月期以降の業績に与える影響については、詳細を精査中であり、現時点においては未確定であります。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|-----------|---------------|-----|---------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | | | | 配 当 準 備 積 立 金 | 買 換 資 産 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,609 | 1,548 | 316 | 1,865 | 171 | 333 | 29 | 923 | 350 | 1,808 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | | | △33 | △33 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | 80 | 80 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | — | — | — | — | 47 | 47 |
| 当 期 末 残 高 | 1,609 | 1,548 | 316 | 1,865 | 171 | 333 | 29 | 923 | 397 | 1,855 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|--------|-------------------------|---------------------|-------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △276 | 5,006 | 162 | 162 | 5,168 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △33 | | | △33 |
| 当 期 純 利 益 | | 80 | | | 80 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 194 | 194 | 194 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0 | 47 | 194 | 194 | 241 |
| 当 期 末 残 高 | △277 | 5,053 | 356 | 356 | 5,410 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式……………移動平均法による原価法

2) その他有価証券

①時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2) 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

5. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当会計年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前会計年度に係る内容については記載しておりません。

6. 重要な会計上の見積

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) - 百万円

なお、繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は43百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額365百万円から評価性引当額△321百万円が控除されております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは2022年3月期事業計画を基礎としており、当該事業計画は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響が、一部の事業において一定期間にかけて影響が続くことを考慮しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる当該事業計画における主要な仮定は、売上高の成長率及び営業利益率であります。売上高の成長率は、セグメントごとの受注見込みや新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して算定しております。営業利益率は、売上高の予測及び現事業体制に基づいた売上原価や販売費及び一般管理費の発生実績を基礎に算出しております。

③翌会計年度の計算書類に与える影響

主要な仮定の1つである売上高の成長率は、見積りの不確実性が高く、売上高の変動に伴い、課税所得の見積りが変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。売上高の成長率の減少に応じて繰延税金資産の取り崩しが発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

1) 担保資産

建物及び構築物 198百万円

土地 266百万円

2) 担保付債務

長期預り敷金 108百万円

(うち1年以内に償還する長期預り敷金 一百万円)

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,848百万円

3. 偶発債務

保証債務残高は次のとおりであります。

| (相手先) | (債務内容) | (金額) |
|----------|--------|-------|
| 賽科尼可有限公司 | 借入金 | 16百万円 |

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 416百万円

短期金銭債務 151百万円

長期金銭債権 150百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 0百万円

売上原価 1,391百万円

販売費及び一般管理費 24百万円

営業取引以外の取引高 0百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増 | 加 | 減 | 少 | 当事業年度末 |
|-------|----------|---|------|---|----|----------|
| 普通株式 | 210,618株 | | 112株 | | 一株 | 210,730株 |

(注) 増減数の内訳は、次のとおりであります。

| | |
|-------------------|------|
| 取締役会決議に基づく自己株式の取得 | 一株 |
| 単元未満株式の買取請求による増加 | 112株 |

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金 | 事業内容 | 議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%) | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|----------------------------|------------|---------------------|--------------|-------------------------------------|------------|--------------------------|---------------|---------------|------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 子会社 | (株)セコニック電子 | 東京都 練馬区 | 140 百万円 | 自主開発 受託生産 | (所有) 直接 100.00 | 兼任 2名 | 当社製品の生産 | 資金の貸付 (注1) | — | 貸付金 | 150 |
| | | | | | | | | 原材料の 有償支給 | 830 | 未収入金 | 309 |
| | | | | | | | | 製品の仕入 | 861 | 買掛金 | 88 |
| | 賽科尼可 電子(常 熟)有限公 司 | 中国 江蘇省 | 12,870 千米 ドル | 自主開発 受託生産 | (所有) 直接 81.09 間接 12.04 | 兼任 3名 | 当社製品の生産 | 製品の仕入 | 438 | 買掛金 | 35 |
| | | | | | | | | 原材料の 有償支給 | 71 | 未収入金 | 55 |
| | 賽科尼可 有限公司 | 香港 新界沙田 | 54,609 千香港 ドル | 自主開発 受託生産 | (所有) 直接 100.00 | 兼任 1名 | 当社への 製品の供給 債 務 保 証 | 債務保証 (注2) | — | — | 16 |
| | | | | | | | | 原材料の 有償支給 | 107 | 未収入金 | 47 |
| | | | | | | | | 製品の仕入 | 90 | 買掛金 | 15 |

役員及び個人主要株主等

| 属性 | 名称 | 住所 | 資本金 | 事業内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---------------|------------------|--------|--------|---|------------------------|--------|-----------------|---------------|-----------|------|-----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 役員及び近親者が権半有会社 | 北部通信工業(株) | 福島県福島市 | 310百万円 | F A・O A関連機器、無線通信応用機器他、ソフトウェア全般、開発・設計・製造 | (被所有)直接0.08 | 兼任2名 | 製品の販売委託、原材料の供給等 | 製品等の販売 | 218 | 売掛金 | 31 |
| | | | | | | | | 業務委託料の受取 | 10 | 売掛金 | 0 |
| | | | | | | | | 製品等の仕入 | 431 | 買掛金 | 69 |
| | | | | | | | | 原材料等の有償支給 | 138 | 未収入金 | 68 |
| | | | | | | | | 部品代等の支払 | 23 | 未払金 | 0 |
| | T C Sホールディングス(株) | 東京都中央区 | 100百万円 | 不動産の賃貸、株式の所有及び管理 | (被所有)直接18.10 間接5.06 | 兼任1名 | 業務提携及び出向者の受入 | 業務提携料 | 7 | — | — |
| | | | | | | | | 出向者給与等の支払(注)3 | 12 | 未払金 | 1 |

(注) 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸付金の金利は、市場金利等を勘案して条件を決定しております。
2. 銀行借入に対する保証であります。なお、保証料は受領しておりません。
3. 出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費他相当額の支払いを行っております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,241円28銭
2. 1株当たり当期純利益 48円47銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。